



宮 崎 県 公 報

令和5年6月19日 (月曜日) 第 416 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁		頁
○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… (教育庁) 1		○保安林の指定…………… (自然環境課) 1	
○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… (“) 1		○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 2	
告 示		○道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 2	
○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1		○道路の供用の開始…………… (“) 3	
		公 告	
		○不確知立木持分及び不確知土地使用权を取得すべき旨の裁定…………… (森林経営課) 3	
		○入札公告 (2 件) …………… 3	
		選挙管理委員会告示	
		○不在者投票のできる施設の指定…………… 6	

規 則

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和5年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第34号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (令和4年宮崎県条例第23号) の施行期日は、令和5年8月20日とする。

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和5年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第35号

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (令和4年宮崎県条例第24号) の施行期日は、令和5年8月20日とする。

告 示

宮崎県告示第 473号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
令和5年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾八重1868-8、1868-61、1868-247、1868-295、1870、1873、1875、1880-1、1883、1884、1893、1897-1、1897-5、1898-3、1898-26、1898-54
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 474号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
令和5年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字前平3797-9
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 475号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和5年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1412	後藤 光夫 宮崎県宮崎市古城 町六反田 275番地 2	採取 精選	幼苗の育 成	後藤 光夫 宮崎県宮崎市古城 町六反田 275番地 2

宮崎県告示第 476号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年6月19日から同年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町板下字中 島戊 373番 1地先から 同市同町板 下同字戊 3 59番地先ま で	旧	4.3～ 10.8	241.2
				新	5.9～ 10.8	241.2

宮崎県告示第 477号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年6月19日から同年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町板下字瀬 ノ猿渡戊 3 38番1地先 から同市同 町板下同字 戊 344番3 地先まで	旧	4.3～ 8.2	100.8
				新	6.0～ 9.9	100.2

宮崎県告示第 478号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年6月19日から同年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
224	県道	遠見半 島線	東白杵郡門 川町大字庵 川字芳谷47 26番1地先 から同郡同 町同大字同 字4723番1 地先まで	旧	3.8～ 7.2	211.2
				新	6.9～ 13.8	211.2

宮崎県告示第 479号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年6月19日から同年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
356	県道	法ヶ岳 本庄線	東諸県郡国 富町大字深 年字坂ノ下 350番5地 先から同郡 同町同大字 字脇水流68 64番3地先	旧	7.4～ 16.2	307.0
				新	12.0～ 37.0	307.0

まで

宮崎県告示第 480号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年6月19日から同年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
356	県道	法ヶ岳 本庄線	東諸県郡国 富町大字深 年字坂ノ下 350番5地 先から同郡 同町同大字 字脇水流68 64番3地先 まで	令和5年6月19日

公 告

森林法(昭和26年法律第 249号)第10条の12の5第 1 項の規定により次のとおり不確知立木持分及び不確知土地使用権を取得すべき旨の裁定をしたので、同法第10条の12の6第 1 項の規定により公告する。

令和5年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 申請者

- (1) 住所 日向市原町4丁目 152番地4
- (2) 氏名 株式会社 木盛
代表取締役 工藤 洋三

2 裁定事項

- (1) 共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積
東臼杵郡椎葉村大字下福良字上福良2226番55
保安林 32.43ha
- (2) 不確知立木持分に係る立木の樹種別及び林齢別の本数

樹 種	林 齢	本数(本)
スギ	57	23,816本
マツ	57	2,204本

- (3) 不確知立木持分及び不確知土地使用権の取得の対価の額に相当する補償金の額並びにその支払の時期及び方法
ア 補償金の額(立木持分) 704,510円
(使用権分) 129,116円
イ 支払の時期及び方法 伐採を開始する日の前日又は令和5年6月30日のいずれか早い日までに宮崎地方法務局延岡支局に供託する。
- (4) 不確知立木持分に係る立木の伐採及び伐採後の造林の時期及び方法

- ア 伐採の時期 令和5年6月から令和12年12月まで
- イ 伐採の方法 皆伐
- ウ 造林の時期 令和7年2月から令和15年12月まで
- エ 造林の方法 人工造林

(5) 不確知土地使用権の内容

- ア 使用目的 不確知立木持分に係る立木の伐採及び搬出並びに伐採後の造林及び造林木の育成のため
- イ 設定期間 令和5年6月から令和65年12月まで

3 その他

共有者不確知森林の森林所有者であって、当該森林の立木の伐採及び伐採後の造林に同意をしていない者は、宮崎地方法務局延岡支局において補償金の還付を受けることができる。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 県立学校校務用コンピュータ 963台
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年9月29日
- (4) 契約期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで(60月)
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
イ 本件契約の相手方が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有するものと認められた場合
ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
ア 令和5年宮崎県告示第 120号に規定する資格を有する者で

- 、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器の者又は営業種目が電算業務の者であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和5年7月18日（火）までに下記5(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。
- なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法
- 上記3(1)アに掲げる資格を有していない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。
- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間
令和5年6月19日（月）から令和5年6月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7237
- (2) 期間 令和5年6月19日（月）から令和5年7月31日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
- (2) 期間 令和5年6月19日（月）から令和5年7月31日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
- (2) 提出期限 令和5年7月31日（月） 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁防災庁舎 防51号室
- (2) 日時 令和5年8月1日（火） 午前10時
- 9 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項

- 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県教育庁高校教育課管理担当
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required: Personnel computers for school affairs : 963 computers
- (2) Time-limit for tender: 5:00 p.m. 31 July 2023
- (3) Contact point for the notice: Management Section, High School Education Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7237

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 宿直及び交替制勤務職員のための寝具の賃貸借及び保守
- (2) 借入物品及び数量 寝具 351組
- (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 要求所属 宮崎県警察本部警務部警務課 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、寝具1組当たりの賃貸借料（保守料を含む。）の月額単価に数量及び契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損

害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5年宮崎県告示第120号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種のうち、営業種目が賃貸業務であること。ただし、この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 納入する物品が仕様を満たし、数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (4) 宮崎県下において、寝具の供給交換を年間通じて実施できる体制を有している者であること。
- (5) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、競争入札参加申請書（別記様式1）を、令和5年7月28日（金）午後5時までに下記13の場所に提出しなければならない。

提出方法については、持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）すること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間

令和5年6月19日（月）から令和5年7月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時ま

で）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- (2) 期間 令和5年6月19日（月）から令和5年7月31日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和5年6月19日（月）から令和5年7月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 場所 宮崎県警察本部7階 703会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 期限 令和5年8月1日（火）午後1時30分 ※送付にあっては、下記13の場所に令和5年7月31日（月）午後5時必着とする。
- (3) 方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部7階 703会議室
- (2) 日時 令和5年8月1日（火）午後1時30分

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部署

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be Lease : Bedding , 351 sets
- (2) Time-limit for tender 1:30 p.m. 1 August, 2023 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 31 July, 2023)
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki

City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

令和5年6月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

名 称	所 在 地	指定年月日
有料老人ホーム ク ローバーーツ葉	宮崎市新別府町前浜 1401- 319	令和5年6月7日